

市P連表彰規程

第1条 この規程は本市P T Aのために特に貢献した者を表彰し、もってP T Aの振興に寄与することを目的とする。

第2条 表彰は次の条件に該当するものにつき総会において、高松市P T A連絡協議会長が行う。現在会長・副会長の職にあり、過去小・中学校を通じ3年以上会長もしくは副会長としてP T Aのために尽力したもの。

第3条 単位P T Aは会員で特に表彰すべきものがあると認めたときは、その理由を付して推薦することができる。

第4条 表彰は表彰状を贈って行う。但し、必要があるときは、これに副賞を添えることができる。

第5条 会長は必要があるときは、役員会の承認を経て、感謝状を贈呈することができる。

附 則

この規程は、昭和41年2月14日から施行する。

この規程は、昭和44年5月24日から施行する。

この規程は、昭和47年5月20日から施行する。

この規程は、平成2年5月26日から施行する。